

平成27年7月29日
北海道開発局

網走川水系河川整備計画(原案)に寄せられたご意見について

網走川水系河川整備基本方針の策定を受け、北海道開発局では網走川水系における今後概ね20年間の整備に関する事項を取りまとめた網走川水系河川整備計画(原案)(以下「河川整備計画(原案)」という)をとりまとめました。

平成27年6月9日には、各専門分野の学識経験を有する方々からご意見をいただくために網走川河川整備計画検討会(以下「検討会」という)を開催し、様々な視点からの議論を交わしていただいたところです。

また、平成27年4月13日から流域内4箇所において河川整備計画(原案)に関する説明会を開催するとともに、平成27年4月8日～5月7日に河川整備計画(原案)を縦覧した上で、河川整備計画(原案)に対するご意見を募集し、期間中に18名からご意見が寄せられました。

さらに、平成27年5月21日には美幌町において、河川整備計画(原案)に関する公聴会を開催し、ご意見をお寄せ頂いた方の内、公述を希望された方からご意見を直接お聞きしたところです。

北海道開発局では、関係住民の方々に広く河川整備計画(原案)の内容や検討会での議論の状況をお知らせするため、網走開発建設部ホームページに、検討会における議事内容及び関連資料、寄せられたご意見などを公表して参りました。

縦覧・意見募集期間内に寄せられたご意見の網走川水系河川整備計画(案)(以下「河川整備計画(案)」という)への反映の状況等についてご説明します。

なお、これらのご意見の原文につきましては、網走開発建設部ホームページ(http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/kasen/keikaku_abashiri/index.htm)に掲載しています。その際、個人情報等につきましては、公表を差し控えさせていただきました。

関係住民の方々からは、多くの貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。ありがとうございました。

■ 縦覧期間

平成27年4月8日(水)～平成27年5月7日(木)

■ 縦覧場所

- ・ 網走川流域の関係市町(網走市、美幌町、津別町、大空町)の役所・各役場
- ・ 網走開発建設部 (本部、北見河川事務所、ホームページ)

■ 説明会

4回開催 参加者 32名(記名者)

平成27年4月13日(月) 津別町 10名

平成27年4月14日(火) 網走市 1名

平成27年4月15日(水) 大空町 5名

平成27年4月16日(木) 美幌町 16名



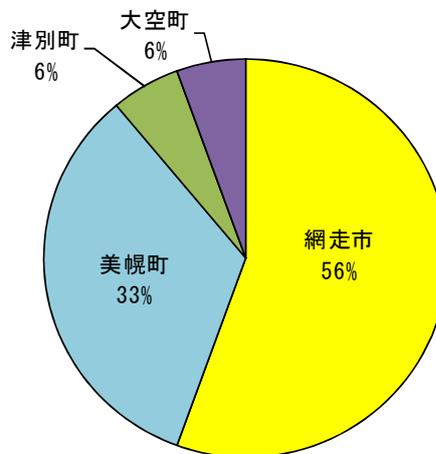
説明会開催状況

■ 関係住民の方々からの提出意見数

意見募集期間中(平成27年4月8日～平成27年5月7日)に18名の方から意見書の提出がありました。

市町別意見書数

市町村名	意見書数
網走市	10
美幌町	6
津別町	1
大空町	1
計	18



■ 公聴会

平成27年5月21日(木)

美幌町民会館

公述人 1名

傍聴者 6名(記名者)



公聴会開催状況

河川整備計画(原案)に対して寄せられたご意見について、①治水、②利水、③環境、④河川景観、⑤河川空間利用、⑥維持管理の6項目に分類し、同趣旨と考えられるご意見を整理・集約しました。

整理・集約したご意見について、河川整備計画(案)への反映の状況等を以下に示します。

なお、文中の青色の箇所(P.○)は、河川整備計画(案)

(http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/kasen/keikaku_abashiri/index.htm)における該当箇所を表しています。

① 治水

意見 01) 災害に強い河川を維持しつつ、河川の活用、住民の安全確保、河川環境を維持してほしい。

意見 02) 岩富地区の内水対策が不十分である。ポンプが不足している。

意見 07) 大雨が降るたび、美幌川の水位が上昇し、美幌町内では日の出地区だけ避難勧告が出るので対策してほしい。

洪水氾濫の危険性や内水被害を減少させるため、河道の安定や多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図りつつ、河道断面の増大により水位の上昇を抑えるとともに、迅速かつ円滑な水防活動により浸水被害の軽減に努める(P.30)こととしています。

また、内水被害の実態を踏まえ、関係機関と調整の上、必要に応じ、排水路、作業ヤード、釜場^註等の整備を行う(P.39)こととしています。

網走川下流域及び美幌川の河道断面が不足している区間については、目標流量を安全に流下させることができるよう河道の掘削及び樹木伐採を実施する(P.37)こととしています。

② 利水

意見 02) 作物に灌水できるようにしてほしい。

意見 05) 農薬撒布に使用する防除用水を無断取水しないように管理してほしい。

都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため、関係機関と連携し、必要な流量の確保に努める(P.30)こととしています。

また、無断取水に関しては河川が適正に利用されつつ、流水の正常な機能の維持と河川環境の維持が果たされるよう、総合的な視点で維持管理を行う(P.48)こととしています。

③ 環境

- 意見 08) 治水上仕方がないと思うが、排水路のような川ではなく、魚類の生息環境に配慮した蛇行や瀬・淵がある川が良いと思う。
- 意見 06) 流量確保のための樹木伐採は理解するが、生態系に無配慮な伐採が行われている。河畔林のもつ機能を十分に考慮したうえで、河畔林の再生を試みるなど、管理体制の構築を求めます。
- 意見 06) 網走川の河床低下は著しく、サケ科魚類や底生魚の産卵環境が消失している。これ以上の河床低下の防止や、岩盤が露出した個所の復元を行ってほしい。
- 意見 06) 希少種はもちろん在来生物（自生種）の生息・生育環境の保全に格段の配慮をしてほしい。
- 意見 01) 湖響橋の上下流には、アオサギ、丹頂鶴、白鳥等の水鳥がみられ、河川環境もよいので散歩していて楽しい。このような環境を維持してほしい。
- 意見 05) 水質改善を、今以上に進めてほしい。
- 意見 11) 網走川が河川整備によって、ますますきれいになり、より多様な生き物が生息する川になってほしいと思う。良質な状態を今後も維持できるよう、川を汚さないように川と関わっていききたい。
- 意見 05, 06) 東幹線および西幹線頭首工に魚道が整備されているが、魚道の設置位置や構造に問題があるので、改善する必要がある。
- 意見 05, 06) 網走川には、ウチダザリガニ、オオハンゴンソウ等の特定外来生物が確認されているが、対策が十分になされていない。豊かな網走川の水産資源を守るためにも外来生物対策を整備計画に明記してほしい。

河川整備の基本理念として、生態系サービス^{注)}を含む網走川と流域の人々の関わりを考慮しつつ、網走湖が有する豊かな汽水環境や、網走川の豊かな自然環境が良好な状態で次世代に引き継がれるよう、河川環境の整備、保全に努める(P. 30、P. 31)こととしています。

河川環境については、治水面と整合を図りつつ、保全に努める。また、関係機関との連携により魚類等の移動の連続性の確保や産卵の場の形成に努める(P. 34)こととしています。

河道内樹木については、生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を形成するなど、多様な機能を有していることから、管理にあたっては、繁茂する前に間引きや枝打ちなどを行うよう努めるとともに、保全が必要な樹木や生態系への影響が大きい樹木については、調査を行い、その保全に努める(P. 50)こととしています。

水質は、高栄養塩を含み無酸素となっている網走湖内の塩水層の上昇は、アオコや青潮の発生頻度が高まり水質に与える影響が大きいことから、水環境を改善するため、現在の汽水環境を維持しつつ、塩水層を上昇させないように、海域からの塩水遡上を抑制する網走川大曲堰を運用する。

また、関係団体と連携しながら、濁水の発生防止対策、畜産排水処理、工場・事業場排水対策等の流域汚濁負荷の削減を流域一体となって取り組むなど、引き続き「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を踏まえ、水質改善対策を継続することにより、現況水質の改善に努めるとともに、環境基準を満たしている区間においても現状の良好な水質の維持・改善を図る(P. 43)こととしています。

魚類等の移動の連続性の確保については、網走川では、サケ、サクラマス、カラフトマス等の遡河性の魚類等が生息・生育・繁殖しており、これらの生息・生育・繁殖環境を保全するためには、流況や河床材料等への配慮に加え、移動の連続性を確保することが重要である。

このため、頭首工等の河川横断工作物においては今後も施設管理者や関係機関等と調整・連携し、魚類等の移動の連続性の確保に努める(P. 43) こととしています。

また、特定外来生物等の新たな侵入や分布拡大防止のため、河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、地域と連携しながら拡大防止に努める(P. 42) こととしています。

注) 生態系サービス：人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などのことを指す。

④ 河川景観

意見 10) 観光客は羅臼方面へ行くため、網走市街を素通りしないような対策が必要。

意見 14) 国道 39 号から見える、大曲地区の水際の樹木が倒れていて景観が悪い。

河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本とする(P. 44) こととしています。

また、大曲地区の河畔林の保全に努めるとともに、網走市街地の街並みと調和した地域景観の保全に努める(P. 44) こととしています。

⑤ 河川空間利用

意見 02) 河川用地を農作業用地として利用したい。可能であれば払い下げてほしい。

意見 09) 新橋の下流左岸には歩道が整備されているが、中央橋の下を通過してオホーツク・文化交流センターと往来できるようになると、散策路としての魅力が増すと思う。

意見 10) 網走湖より下流では、河岸が直立した護岸に覆われており、子供たちの遊び場が少ない。網走湖から網走市街地までサイクリングロードや園地が整備されれば親水性が増すと思う。

意見 04) 美幌町に子供が遊んだり、家族でバーベキュー等ができる河川敷公園を整備してほしい。

意見 03) 女満湖畔で実施されるドラゴンボートに参加したり、花火大会、キャンプ等で楽しんでいます。今後とも管理をよろしくお願いします。

意見 15) 網走湖をカヌー等で利用している。環境は素晴らしいが、水辺に安全にアクセスする斜路等の施設がない。

呼人浦キャンプ場の護岸は滑りやすく危険である。誰もが安全で水辺して利用できる整備がされると、水辺に触れる機会が増えると感じる。

意見 09, 11, 12, 13, 16, 17) 網走市内の網走川は、水辺に近寄りたいため、オホーツク・文化交流センター前のような安全に川に親しむ場所を増やしてほしい。

河川空間の利用については、良好な河川環境を保全しつつ、地域のニーズを踏まえ、多くの人々が川に親しめる空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となった取り組みに努める(P. 34) こととしています。

河川空間の整備にあたっては、河川環境管理基本計画のブロック別管理方針を踏まえ、生活

の基礎や歴史、文化や風土を形成してきた網走川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、釣りなどの趣味、イベントなどの河川利用、環境学習の場などとして安全に活用できるよう、地域の活性化に寄与する場の整備に努める。その際、沿川の自治体の河川に関連する取り組みや地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した河川整備に努める(P. 45) こととしています。

また、網走川及び美幌川は、これまでも地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として安全に利用されており、引き続き関係機関等と連携し、これらの機能が確保されるよう努める(P. 57) こととしています。

⑥ 維持管理

意見 02) 岩富地区の堤内排水路が土砂で詰まっているので管理してほしい。

意見 02) ヤナギの種子が畑に飛んでくるので、伐採してほしい。

意見 18) 市街地の河川敷は、清掃活動によりゴミが少なくなっているが、郊外では不法投棄が目立つので、重点的に清掃してほしい。

意見 06) 流域一貫した管理を提唱するのであれば、国、道、市町等の河川管理者を越え、相互に連携した管理体制を求める。また、地域住民の意見を聴く機会を多く設け、より良い川づくりを目指してほしい。

意見 05) 関係機関との連携、駒生川のワークショップ等により、魚道造りが出来ている。行政も関係機関との連携が必要。

意見 05) 河岸樹木を伐採する場合、3月の雪が堅い時に作業するなど工夫が必要。

河川の維持については、洪水等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう総合的な視点に立った維持管理を行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。

河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリングを実施し、その状態の変化に応じた順応的管理(アダプティブ・マネジメント)を行う(P. 31) こととしています。

河道及び河川管理施設については、定期的な点検や日常の河川巡視を実施し、沈下、亀裂、漏水等の堤防の変化、護岸や樋門等の河川管理施設及びその周辺の変状、河道内の樹木の繁茂及び土砂の堆積、ゴミ、不法投棄等の状態を把握する。また、その結果に応じて速やかに補修等の対応を行う(P. 48) こととしています。

また、地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、地域の取り組みと連携した河川整備や河川愛護モニター制度^{注1)}、河川協力団体制度^{注2)}の活用等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。

さらに、関係機関と情報交換を行うなど、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が各々の役割を認識し、連携・協働して効果的かつきめ細やかな河川管理を推進していく(P. 58) こととしています。

注 1) 河川愛護モニター制度：沿川住民の協力のもと、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望の把握と地域との連携を進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために国土交通省が実施しているモニター制度。

注 2) 河川協力団体制度：自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うN

PO等の民間団体を支援する制度。河川管理者から河川協力団体として指定された場合は、活動に必要な許可の簡素化や情報の提供等を受けることが出来る。